

○追手門学院大学大学院文学研究科規程

2015年3月16日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、追手門学院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条第1項の規定に基づき、追手門学院大学大学院文学研究科（以下「本研究科」という。）に関し、必要な事項を定める。

(教育目的)

第2条 社会学専攻は、現代人の主体性喪失の危機に取り組み、自らの体験を重視した研究スタイルを教育の基本方針とし、文化の多様性を捉え、現代社会の全体像を多元的に研究することを通じて、社会学・人間学の専門知識・見識を持ち、専門的指導能力を備えた人材を育成することを目的とする。

2 中国文化専攻は、中国を中心とするアジア諸国及び日本の文化をそれぞれの固有言語で書かれた文献資料に基づいて研究し、中国を中心とするアジア諸国および日本の文化について、高度で偏らない理解力と研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。

3 英文学専攻は、広い文化的な視野と高度な言語情報処理能力を有し、英米の言語・文学・教育の理論を実践あるいは応用できる高度専門職の英語教員及び高度な専門知識と運用能力を備え、知識基盤社会を支える創造性及び学識豊かな研究者を育成することを目的とする。

(専攻)

第3条 本研究科の専攻は次のとおり。

文学研究科 社会学専攻

中国文化専攻

英文学専攻

(定員)

第4条 文学研究科の学生定員は、次のとおりとする。

文学研究科	入学定員	編入学定員	収容定員
社会学専攻	5名	—	10名
中国文化専攻	5名	—	10名
英文学専攻	5名	—	10名
計	15名	—	30名

(標準修業年限)

第5条 本研究科修士課程の標準修業年限は2年とする。ただし、優れた業績を上げた者については、特例として1年以上在学すれば足りるものとする。

(学年、学期及び休業日)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて前期・後期の2学期とし、期間については別に定める。

第7条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 学院創立記念日（5月29日）

(4) 本学が定めた夏期、冬期及び春期休業日

2 前項第4号に規定の休業期間は、本学学年暦による。

3 学長は、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(授業科目及び単位数)

第8条 授業科目及びその単位数は、別表第Ⅰのとおりとする。

2 前項に規定する授業科目のうち、大学院共通科目については、指導教員が研究上特に必要と認めた場合に限り、履修することができる。

3 中国文化専攻においては、第1項に規定する授業科目のうち、大学院共通科目を第13条に規定する修了要件に含めない。

(授業科目の履修)

第9条 授業科目の履修については、大学院学則、追手門学院大学学位規程（以下「学位規程」という。）及び第8条に規定する授業科目一覧等に基づき、指導教員と相談の上決定するものとする。

2 授業科目の履修にあたっては、所定の方法により指定された期日までに履修登録を行わなければならない。

3 各学期における履修登録に単位制限は設けない。ただし、第12条に規定する長期履修学生にあつては、年間における履修登録上限単位は12単位とする。

(メディアを利用した授業)

第10条 第8条に規定する授業科目の一部は、追手門学院大学学則（以下「大学学則」という。）第19条第3項の規定を準用し、多様なメディアを高度に利用し、当該授業を行う教室以外の場所において履修させることがある。

2 前項に規定する授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

(教育方法の特例)

第11条 本研究科は、大学院学則第4条第3項に基づき、夜間その他特定の時間・時期において授業(前条に規定するメディアを利用した授業を含む)または研究指導を行う等の教育方法の特例による教育を必要に応じて行う。

(長期履修制度)

第12条 本研究科は、大学院学則第3条第3項に定める長期履修制度による学生を受け入れる。

2 前項の長期履修制度に関して、この規程に定めのない事項は、別に定める。

(修了要件)

第13条 本研究科の各専攻における修了要件については、以下のとおりとする。

社会学専攻 第8条に規定する開講科目表の履修区分に従って、甲類科目の演習6単位、乙類科目の講義24単位以上の合計30単位以上を修得しなければならない。ただし、本研究科の他専攻の講義及び大学院共通科目を修得した場合は、8単位を上限として、講義24単位の中に含めることができる。

中国文化専攻 第8条に規定する開講科目表の履修区分に従って、甲類科目の演習6単位以上、甲類・乙類科目の講義24単位以上の合計30単位以上を修得しなければならない。ただし、本研究科の他専攻の講義を修得した場合は、8単位を上限として、講義24単位の中に含めることができる。

英文学専攻 第8条に規定する開講科目表の履修区分に従って、演習6単位以上、特論・研究24単位以上の合計30単位以上を修得しなければならない。ただし、本研究科の他専攻の講義及び大学院共通科目を修得した場合は、8単位を上限として、特論・研究24単位の中に含めることができる。

2 いずれの専攻においても、必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

3 第1項に規定する単位の計算については、大学学則第19条及び第20条の規定を準用し、前項に規定する学位論文の審査及び最終試験については、学位規程の定めによる他、別にこれを定める。

(在学年限)

第14条 在学年限は、4年を超えることができない。

- 2 第12条に規定する長期履修学生の履修期間についても、前項に規定する在学年限を超えることはできない。

(学修の評価)

第15条 学修の評価は、筆記試験若しくは口述試験または研究報告の審査（以下「試験等」という。）により行う。

- 2 試験等は、授業科目の授業修了の学年末または学期末に行う。ただし、担当教員が必要と認めたときは、随時に行うことがある。

- 3 試験等を行う授業科目、日時その他必要な事項は、その都度公示する。

(試験等の成績評価)

第16条 試験等の成績は、100点満点とする点数で次のとおり評価し、60点以上を合格とする。

合格 90—100 (秀) 80—89 (優) 70—79 (良) 60—69 (可)

不合格 0—59 (不可)

- 2 試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

(課程修了の認定)

第17条 課程修了の認定を得た者には、次のとおり学位を授与する。

文学研究科 社会学専攻 修士 (社会学)

中国文化専攻 修士 (文学)

英文学専攻 修士 (文学)

- 2 前項に規定する学位及び学位授与等については、大学院学則及び学位規程の定めによるものとし、第39条に規定する研究科委員会及び大学院委員会の議を経て学位授与委員会が行う。

- 3 大学院委員会及び学位授与委員会に関する事項は、別にこれを定める。

(教員免許状の資格取得)

第18条 本研究科において、大学院学則第17条第1項に定める所要単位を修得した者が、授与資格を取得できる教員免許状とその教科は次のとおり。

社会学専攻 中学校教諭専修免許状 (社会)

高等学校教諭専修免許状 (公民)

中国文化専攻 中学校教諭専修免許状 (社会)

高等学校教諭専修免許状 (地理歴史・公民)

英文学専攻 中学校教諭専修免許状 (英語)

高等学校教諭専修免許状（英語）

（入学）

第19条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

第20条 本研究科の修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- （1） 大学を卒業した者
- （2） 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- （3） 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- （4） 本研究科における個別の入学審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

（入学検定）

第21条 入学は検定によって決定する。入学検定及び入学手続きの方法は別に定める。

- 2 入学者の合否判定は、第39条に規定する研究科委員会が行う。

（転学）

第22条 他大学の大学院から本研究科への転学は、欠員がある場合に限り、審査の上許可することがある。

- 2 他大学の大学院へ入学または転学を希望する者は、学長の許可を得なければならない。

（休学）

第23条 病気その他やむを得ない理由で引き続き6か月以上修学できない場合は、休学願を研究科長に提出し、その許可を得て休学することができる。ただし、病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 休学の期間は、引き続き2年を超えることができない。
- 3 休学の期間は、通算して3年を超えることができない。
- 4 休学の期間は、在学年数に算入しない。

（復学）

第24条 休学の理由が消滅し、復学しようとするときは、復学願を研究科長に提出し、その承認を得なければならない。

（休学中の学費）

第25条 休学中は、授業料その他の学費を減免する。

- 2 前項により減免する授業料その他の学費及びその額は、別にこれを定める。

(退学)

第26条 退学しようとする者は、その事由を具して学長に願い出、許可を受けなければならない。

(再入学)

第27条 前条により退学した者又は除籍された者が同一の専攻に再入学を願い出たときは、退学又は除籍後2年以内に限り、審査の上、許可することがある。ただし、大学院学則第13条に定める在学年限を超えて除籍された者は、再入学を許可しない。

(委託生)

第28条 学校、官庁その他公共団体等から本研究科の特定の授業科目を指定して修学を委託されたときは、選考の上、委託生として入学を許可することがある。

- 2 委託生が、その履修した授業科目について願い出ることにより、試験の上、証明書を交付する。ただし、単位は与えない。

(科目等履修生)

第29条 本大学院の学生以外の者で、本研究科の特定の授業科目を指定して履修を願い出る者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生が、その履修した授業科目の試験を受けることにより、合格した授業科目については単位を与える。ただし、科目等履修生が当該年度に履修できる単位数は、10単位以内とする。
- 3 合格した授業科目については、願い出により、単位取得証明書を交付する。

(聴講生)

第30条 本大学院の学生以外の者で、本研究科の特定の授業科目を指定して聴講を願い出る者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

- 2 聴講生が、その履修した授業科目について願い出ることにより、試験の上、聴講証明書を交付する。ただし、聴講生が当該年度に履修できる単位数は、20単位以内とし、単位は与えない。

(研究生)

第31条 本研究科において研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生は、研修期間修了時に研究報告書を提出しなければならない。研究報告書を提出した研究生の願い出により、研究証明書を交付することができる。ただし、研究生に対しては、単位は与えない。

(外国人特別学生)

第32条 外国人で、大学院学則第19条に定める資格を有する者が、同第22条によらないで本邦所在の外国公館の推薦により出願するときは、選考の上、外国人特別学生として入学を許可することがある。

(規程の準用)

第33条 大学院学則第1条、第2条、第4条、第6条から第8条まで、第9条第2項、第23条、第27条及び第45条から第54条までの規定は、委託生、科目等履修生、聴講生、及び研究生に準用する。

2 前項の規定のほか、大学院学則第18条及び第19条の規定は、委託生、科目等履修生及び聴講生に準用する。

3 委託生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人特別学生に関する事項は、大学院学則及びこの規程の定めによる他、別にこれを定める。

(入学検定料、入学金、授業料等)

第34条 本研究科に入学を出願する者は、大学院学則第40条に定める入学検定料を納付しなければならない。

2 本研究科に入学を許可された者は、大学院学則第41条第1項に定める入学金及び所定の学費を納付しなければならない。ただし、第12条に規定する長期履修学生については、別にこれを定める。

第35条 委託生は研修指導費、科目等履修生は履修料、聴講生は聴講料、研究生は研究指導費を納付しなければならない。

2 納付額については、大学学則第53条の定めによる。

第36条 入学金、授業料その他の学費、実験実習費、研修指導費、履修料、聴講料、研究指導費の金額及び徴収については、別にこれを定める。

第37条 既納の入学金、授業料その他の学費、研修指導費、履修料、聴講料、審査料及び研究指導費は、いかなる事情があっても返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、本大学院に入学を許可された者が指定の期日までに入学辞退を申し出た場合は、その請求により入学金を除く授業料その他の学費を返付する。

3 前項の返付に関する取扱いは、別に定める。

第38条 所定の期間在学し、所定の単位を修得した者が、修士論文審査のため引き続き在学するときの授業料その他学費は、指導教授の申し出により、研究科委員会の承認を経て、1年以内に限り、最終年次に適用していた学費の4分の1の額とする。

2 前項の規定に関わらず、第12条に規定する長期履修学生については、これを別に定める。

(委員会)

第39条 大学院学則第48条に基づき、本研究科に研究科委員会を置く。

2 第17条、大学院学則第49条及び第50条に定めるほか、研究科委員会に関することは、別にこれを定める。

(賞罰及び除籍)

第40条 賞罰及び除籍については、大学院学則第46条に基づき、大学学則第63条から第66条までの規定を準用し、同学則第65条中当該教授会を文学研究科委員会に、同学則第66条中8年を4年に読み替えるものとする。

(その他)

第41条 大学院学則、学位規程及びこの規程に定めのない事項については、研究科委員会及び大学院委員会がこれを定める。

(規程の改廃)

第42条 この規程の改廃は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て教育研究評議会が行う。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

別表 I (第8条関係)

授業科目及び単位数

1 大学院共通科目

授業科目	単位数
Academic English特論	4

2 社会学専攻

種別	授業科目	単位数	大学院進学希望者 指定科目
甲類	現代社会論演習 I	2	

	現代社会論演習Ⅱ	2	
	コミュニケーション文化論演習Ⅰ	2	
	コミュニケーション文化論演習Ⅱ	2	
	地域・環境論演習Ⅰ	2	
	地域・環境論演習Ⅱ	2	
乙類	社会規範論特論1	2	○
	社会規範論特論2	2	○
	モダニティ論特論1	2	○
	モダニティ論特論2	2	○
	リスク社会論特論1	2	○
	リスク社会論特論2	2	○
	家族・ジェンダー論特論1	2	○
	家族・ジェンダー論特論2	2	○
	社会的支援論特論1	2	○
	社会的支援論特論2	2	○
	社会学的人間論特論1	2	○
	社会学的人間論特論2	2	○
	メディア文化論特論1	2	○
	メディア文化論特論2	2	○
	スポーツ文化論特論1	2	○
	スポーツ文化論特論2	2	○
	表現文化論特論1	2	○
	表現文化論特論2	2	○

3 中国文化専攻

種別	授業科目	単位数	大学院進学希望者 指定科目
甲類	中国哲学講義	4	○
	中国史学講義	4	○
	中国文学講義	4	○
	中国哲学演習	2	○

	中国文化演習	2	
	中国史学演習	2	○
	中国文学演習	2	○
	東洋文化演習1	2	○
	東洋文化演習2	2	○
	東洋文化演習3	2	○
	東洋文化演習4	2	
乙類	中国文化特殊講義(1)	4	○
	中国文化特殊講義(2)	4	○
	中国文化特殊講義(3)	4	○
	中国文化特殊講義(4)	4	
	中国文化特殊講義(5)	4	

4 英文学専攻

種別	授業科目	単位数	大学院進学希望者 指定科目
甲類	英米文学・文化演習	2	○
	国際コミュニケーション演習	2	○
	英語学演習	2	○
	英米文学・文化特論	4	○
	国際コミュニケーション特論	4	○
	英語学特論	4	○
乙類	英米文学・文化研究	4	○
	英語表現法研究	4	○
	英語史研究	4	○
	英語コーパス研究	4	○
	英語語法文法研究	4	○
	言語理論研究	4	○
	自然言語処理研究	4	○